

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

平成25年10月18日

新潟市監査委員 西 和 男  
 同 宮 本 裕 将  
 同 佐 藤 豊 美  
 同 渡 辺 仁

**第1 定期監査結果に基づく措置**

平成25年度1期定期監査及び行政監査結果報告（平成25年6月28日 新監査公表第5号）分

監査の結果等 (意見) 内容	措 置 (措置実施日)	措置実施部署
<p>《意見》</p> <p><b>1 補助事業に関する交付要綱等について</b>                      取扱基準について、文化政策課で同種の補助金とは言い難い3種類の補助制度が、1つの取扱基準にまとめて運用されている実態が見られた事案については改善を検討されたい。</p> <p><b>2 補助金交付の事務手続きについて</b>                      環境対策課所管の「エコアクション21認証取得事業補助金」において、「納税証明書（市制度用）」で審査を行っている事例と、一般的な「納税証明書」で審査を行っている事例の混在が見られた事案について、納税証明の提出を求めているのは申請者に市税の滞納がないことを確認するためのものと考えべきであり、税証明の必要性を理解して審査を行うとともに、申請者に対する適切な指導・監督を行われたい。</p> <p><b>3 補助事業の支出に係る検査について</b>                      補助事業の検査について、交付規則では、支払証拠書類のすべてを検査することまで求めているものではない。また、実地検査も必要があると認める場合に行われればよいとされている。しかし、今回の監査では、補助事業者が補助対象経費として報告した内容が適正なものであることを裏付ける証憑類を徴取するこ</p>	<p>補助金執行にあたっては毎年度、所管課にて補助金取扱基準を作成しているところですが、今回の意見を踏まえ、補助事業ごとに区分し取扱基準を作成するよう全庁に通知する予定です。</p> <p>また、毎年度の補助金取扱基準作成依頼においても、同様のことが無いよう依頼していきます。                      （平成25年8月～平成26年度中）</p> <p>補助金交付事務において、交付申請における必要書類等は、新潟市補助金等交付規則及び制度所管課の各要綱等に定めているところですが、意見を踏まえ、その必要性を理解するとともに、制度所管課における交付事務の必要書類などについて統一基準を設けるよう全庁に通知する予定です。</p> <p>また、夏期に行われる本庁及び各区役所向け財務研修では、監査意見について留意点として説明しております。                      （平成25年8月～平成26年度中）</p> <p>補助金確定事務においては、市の貴重な財源（税金等）を投入していることを念頭に置き、補助事業の適正性及び不正防止の観点からも、必要に応じて額の確定にかかる検査等を行うことや事務における確認項目を作成するなど対応方針を決定次第全庁に通知する予定です。</p>	<p>財務部財務課</p>

<p>となく、補助事業者から提出された支出内訳書などの書面のみに基づいて、補助事業の支出に関する検査が行われているという状況も多数見受けられた。</p> <p>上限額の設定や補助率などの関係で、補助金の交付額に影響が生じないものもあると思われるが、定期的な実地検査の実施や、帳簿や証憑類の提出を補助事業者へ求めることは、補助事業の適正性の客観的な判断や不正防止を図るうえで有効な手段ともなり得る。今後、有効な検査体制の構築に努められたい。</p> <p><b>4 補助金の効果・成果の把握について</b></p> <p>補助金は、経済支援や市民活動の推進、住民福祉の向上などの行政目的を効果的に達成するための一つの手段として交付されるものであり、適正かつ公正に執行する必要があるため、補助事業の効果・成果が十分に検証され、補助制度の見直しが適切に行われていくことが求められるが、数値目標を設定しているものは37件（67.2%）であった。</p> <p>すべての補助金で例外なく数値目標を設定することは困難かもしれないが、数値目標を設定していないということは、補助金の効果・成果の検証が十分に行えるか疑問を持たざるを得ない。今後、できるだけ多くの補助金で数値目標を設定し、補助金の効果・成果の検証が確実に行われるよう努められたい。</p> <p><b>5 補助制度の見直しについて</b></p> <p>補助金は、税その他貴重な財源で賄われているものであり、市はその効果について市民への説明責任を十分に自覚して、補助金の事務執行にあたる必要があるが、今回の調査では、目標を達成していないと回答のあった補助事業が47.1%あったにもかかわらず、所管課の今後の方針としては、補助制度の拡充又は現状維持とするものが9割以上を占めていた。</p> <p>今後の補助制度のあり方について、漫然と継続することなく、より効果的な執行方法や目標を達成できなかった要因等を詳細に分析したうえで、制度の拡充、維持、廃止等の見直しを判断されたい。</p>	<p>また、夏期に行われる本庁及び各区役所向け財務研修では、監査意見について留意点として説明しております。</p> <p>（平成25年8月～平成26年度中）</p> <p>補助金の目標設定においては、監査意見を踏まえ、目標設定及び評価のサイクルが補助金のいわゆるマンネリ化を防止することに有効な手段であることを念頭に置きつつ目標設定するよう全庁に通知する予定です。また、補助金評価においても次期実施期間における目標の数値化及び検証が行えるよう補助金評価シートの改善などに取り組む予定です。</p> <p>また、毎年度の補助金取扱基準作成依頼においても目標設定の数値化及び明確化に努めるよう依頼していきます。</p> <p>（平成25年8月～平成26年度中）</p> <p>補助制度の見直しについては、毎年度評価対象となる補助金を各所管課にて評価を実施しているところですが、補助事業の必要性に加え、補助金の固定化、既得権益化を防止する観点からより効果的な執行方法の検討や目標未達成の原因分析を行ったうえで判断するよう全庁に通知する予定です。また、補助金評価においても目標未達成の原因分析及び次期実施期間における改善を促せるよう補助金評価シートの改善などに取り組む予定です。</p> <p>また、毎年度の補助金評価依頼においても指摘事項を踏まえて評価するよう依頼していきます。</p> <p>（平成25年8月～平成26年度中）</p>
---	---

第2 行政監査（テーマ監査）結果に基づく措置

平成25年度1期行政監査（テーマ監査）結果報告（平成25年6月28日 新監査公表第4号）分

監査の結果等 (意見) 内容	措 置 (措置実施日)	措置実施部署
<p>《意見》</p> <p>3 着眼点別</p> <p>(1) 災害備蓄計画に基づき、備蓄品目、備蓄数量が整備されているか。</p> <p>ア 必要十分な品目が整備されているか。</p> <p>「市の施設での備蓄」と「流通備蓄」どちらが望ましいのかといった点も含めて、女性や子育てのニーズを踏まえた備蓄品目の見直しについて、早急に検討されたい。</p> <p>イ 適正な根拠による数量の算出がなされているか。</p> <p>① 備蓄数量の不足について</p> <p>水道局独自で製造保管している保存水を、災害発生時に優先的に提供を受けられるよう協議を行うなど、備蓄数量の不足が解消されるまでの間、備蓄数量を確保する体制を整えられたい。</p> <p>② 備蓄数量の見直しについて</p> <p>近年の災害は大規模化の傾向があり、甚大な被害が発生していることから、被害想定の見直しを行い、備蓄数量の見直しについて早急に検討されたい。</p>	<p>過去の災害を教訓とした備蓄品の見直しや報道等でなされている女性の視点から見たニーズの再検討は、非常に重要な視点であると考えており、今年度実施する地域防災計画の見直しにあたっては、女性によるワーキンググループを立ち上げ、検討しています。</p> <p>そのなかで、アレルギー対応食品拡充の意見が挙げられ、防災課としても早急に対応が必要と判断し、平成25年度購入分からアレルギー対応のアルファ化米（わかめご飯）を市の施設で備蓄するよう見直しました。</p> <p>その他の品目については、被災直後の必要性が高いものを「市の施設での備蓄」、種類が多岐に亘るなど事前の備えが難しいものは「流通備蓄」で備えていくよう、保管可能スペースを考慮しながら、引き続き検討していきます。</p> <p>(平成25年5月13日～平成27年度)</p> <p>災害が発生し、現状の備蓄品に不足が生じる場合は応援協定もあわせ対応していきますが、特に必要性の高い保存水に関しては、水道局独自で保管している保存水を優先的に提供してもらうよう協議しています。</p> <p>(平成25年5月13日～平成27年度)</p> <p>想定避難者数の根拠となっている防災基礎調査を見直すかどうかについては、12月の防災会議までに結論を出す予定です。</p> <p>防災基礎調査の見直しには、多額の経費が必要なことから、予算措置が不可欠であり、仮に実施する場合はその後となります。また、調査期間に少なくとも1年間を要します。地域防災計画への反映は、調査が終了した年度の翌年度以降となります。</p>	<p>危機管理防災局 防災課</p>

<p>③ 区及び備蓄拠点ごとの備蓄数量について 備蓄拠点のあり方を踏まえた、区ごとの備蓄数量の設定について検討されたい。</p> <p><b>(2) 各備蓄拠点における備蓄品は、適切に管理されているか。</b></p> <p>ア 数量管理は適切に行われているか。 備蓄品管理マニュアルを作成するなど災害時情報システムの適正な運用を早急に図られたい。 また、出入庫の都度数量確認を行い、定期的な備蓄品の棚卸しを実施するなど、適切な数量管理に努められたい。</p> <p>イ 品質等は確保されているか。</p> <p>① 備蓄品の状態について 現地監査において、備蓄品の一部に濡れた跡等が確認されたが、備蓄品の品質管理面を考慮し、備蓄品と内壁の間に十分な空間を設けたり、備蓄品に影響のない場所に配置したりするなど対応を検討されたい。</p> <p>② 統一した品質管理マニュアルの整備について 棚卸しを含めた備蓄品の定期的な確認方法や頻度、品質劣化等発見時の対応方法など、市全体で統一した品質管理マニュアルや手順書などの作成・運用を図り、品質の適正な管理に努められたい。</p> <p>ウ 期限を迎えた備蓄品の処分は適切か。 期限を迎えた備蓄品の処分について、統一した対応を図られたい。</p> <p><b>(3) 備蓄拠点は適切に管理されているか。</b></p> <p>① 防犯対策について 現地監査において、施錠できない備蓄拠点が確認されたが、防犯対策など管理上不適切であることから、保管場所を変更するなどの対応を早急に検討されたい。</p>	<p>(平成 25 年 5 月 13 日～平成 27 年度)</p> <p>実際の災害時においては、各地域の災害状況に応じて柔軟に対応していくことが重要であることから、人口按分は目安であり、市全体の備蓄量で管理してきました。昨年度までは購入物資をその年の人口割合で配分していましたが、実際の区ごとの人口割合と保有数量に乖離が生じていました。今年度、各区の保有数量が人口按分になるよう、各区への配分量を調整します。</p> <p>(平成 25 年 5 月 13 日～平成 27 年度)</p> <p>数量管理、品質管理、処分方法の統一化などについて品質管理マニュアルを作成し、7月25日の災害備蓄担当者会議における協議の結果、既に運用を始めています。現在各区区民生活課から全ての備蓄拠点の棚卸しを実施しており、11月を目途に防災課が各区1箇所ずつ確認します。この取り組みは来年度以降も継続し、適切な維持管理に努めます。</p> <p>(平成 25 年 7 月～平成 26 年度)</p> <p>監査で指摘された2箇所のうち、小学校は関係者以外の出入りが困難であり、防犯上問題ないと考えています。ただし、備蓄品が市の資産であることを再認識し、管理していくよう周知していきます。大形連絡所は、不特定多数が出入りできる状況であるため、平成25年度中に移転できるよう区と相談していきます。</p> <p>(平成 25 年 7 月 25 日～平成 26 年 3 月 31 日)</p>	
--	--	--

<p>② 津波・洪水対策について ハザードマップと現場の状況とを調査し、浸水危険度の高い備蓄拠点から優先的に、区と十分に協議を重ね、今後の対策を検討されたい。</p> <p>③ 備蓄拠点の管理状況の把握について 災害時に迅速に備蓄品の供給を行うためには、備蓄品の管理とともに、平時から備蓄拠点の施設としての適切な管理が重要であり、防災課において定期的に現地確認を行うなど、備蓄拠点の管理状況の把握に努められたい。</p> <p>④ その他 ・災害発生時に停電した場合でも迅速に対処できるよう懐中電灯及び電池を災害時作業用として装備するとともに、屋外倉庫の内部照明の設置について検討されたい。</p> <p>・品目ごとに取り出しやすいように間隔を設けたうえで、1箇所保管するなど、災害時に迅速な搬出をするための対応を早急に行われたい。</p> <p>・備蓄拠点の容積に対して備蓄品の容量が限界に達し、倉庫内を埋めつくしている事例があったことから、災害時に迅速な搬出をするため、保管場所の変更も含めて、早急に対応策を検討されたい。</p> <p>・受入れスペースなどを考慮する必要もあるものの、災害発生直後の毛布の需要が高いうえに、重量があり搬入作業に時間と労力を要することから、避難所に指定した備蓄拠点には毛布を保管することを検討されたい。</p> <p>(4) 協定締結団体等からの協力分も含め、備蓄品の搬出・供給体制に問題はないか。</p> <p>① 備蓄品の搬出・供給体制について 平時において、適切に役割分担がなされていること</p>	<p>浸水危険度の高い備蓄拠点について、建物の変更や上階層の移動が可能かどうか等を区とともに検討していきます。 (平成25年7月25日～平成26年3月31日)</p> <p>数量管理、品質管理、処分方法の統一化などについて品質管理マニュアルを作成し、7月25日の災害備蓄担当者会議における協議の結果、既に運用を始めています。現在各区区民生活課から全ての備蓄拠点の棚卸しを実施しており、11月を目途に防災課が各区1箇所ずつ確認します。この取り組みは来年度以降も継続し、適切な維持管理に努めます。 (平成25年7月～平成26年度)</p> <p>・夜間、停電時などの明かりが無い中での搬出入において、懐中電灯を保管場所に備え付けることは有用であると考えられるため、今年度か来年度備え付けていくよう各区と協議していきます。 (平成25年7月25日～平成26年3月31日)</p> <p>・毛布の分散化により、適正な保管スペースを確保したうえで備蓄品の整理整頓に努め、災害時に迅速に搬出できる体制を整備します。 (平成25年7月～平成26年度)</p> <p>・災害時に迅速な搬出への対応策としては、毛布の分散化により全体への備蓄スペースの調整及び改善が図れると考え、現在、協議しているところです。 (平成25年7月25日～平成26年度中)</p> <p>防災課が8月28日の区総務課、区民生活課を交えた会議において、役割分担及び搬出・供給体制を含めた基本事項を記載し</p>
--	--

<p>記するとともに、搬出・供給体制の整備を図られたい。</p>	<p>たマニュアルの雛型を示し、今年度中に各区が実効性のあるマニュアルを整備できるよう示していきます。 (平成 25 年 7 月～平成 26 年度)</p>
<p>② 物資供給にかかる民間との災害時応援協定について</p> <p>流通備蓄体制のさらなる充実が必要であり、全国展開をしている企業等との新たな協定締結の検討を進めるとともに、既に締結している協定内容について検証するなど、実効性のある流通備蓄の供給体制の強化に努められたい。</p>	<p>コンビニについては物資供給に加え独自の運搬車両を確保していること、さらに石油業協同組合については、車両運用に必要な燃料を保持していることから、災害応急対応を実施する上で重要な役割を担える団体であると考えています。 今後、コンビニや石油共同組合へ協定をお願いするかどうかは、新潟県及び他市町村との備蓄物資及び緊急供給体制などの役割分担を整理のうえ、検討していきます。 (平成 25 年 7 月～平成 26 年度中)</p>
<p>③ 救援物資受入れ体制について</p> <p>災害時に大量の救援物資が集中して輸送され、受け入れ場所である集積拠点から備蓄拠点への輸送体制の強化が課題となることから、(社)新潟県トラック協会等に協力応援について協議するほか、効率的な救援物資受入れ体制の整備を図られたい。</p>	<p>民間事業者や自治体など区別なく受入可能な体制を目指しており、配送車だけでなく集積場所も借用できるよう民間事業者との協定の見直しを検討していきます。 具体的には、集積拠点での物資の受け入れ、そこから避難所への配送方法について、細部をつめていき、訓練実施を通し、実効性ある体制を構築していきたいと考えています。 (平成 25 年 7 月～平成 26 年度中)</p>
<p>(5) 備蓄拠点や備蓄品について、関係者や市民への周知が図られているか。</p> <p>災害の発生に備え、平時より本市の備蓄状況・体制について、関係者や市民への周知を積極的に図るとともに、周知度の把握に努められたい。</p>	<p>市民への災害対応意識の向上を図るため、下記の事項に取り組みます。 定期的に意識喚起するため、毎年 3、6 月に市報において防災特集を掲載するほか、常日頃の情報発信として、市ホームページに災害に対する備えや対策方法をわかりやすく紹介するよう努めます。 また、今年度新たに市民向けに防災意識の啓発を狙ったイベントを企画し、8 月 31 日に実施しました。そのブースの一画で新潟市の備蓄の照会、防災グッズの展示を行いました。 周知度の把握については、広報課で行われている市民アンケートや各種イベント時にアンケート調査をすることを検討しています。 (平成 25 年 6 月～平成 26 年度中)</p>

<p><b>(6) 備蓄の必要性について、市民及び事業所の役割が周知されているか。</b></p> <p>市民の認識を高めるため、周知方法の検討やその効果の検証を行い、自らの各家庭における備蓄の必要性についての周知徹底を図りたい。</p> <p>また、事業所の役割についても「災害時でも必要となる業務の継続に必要な人員分の物資等の備蓄に努める」など、防災計画において定められていることから、市民と同様に、事業所の認識を高めるべく啓発に努められたい。</p> <p>災害時には、行政による「公助」には限界があることから、住民自ら災害に備える「自助」、地域による取り組みとしての「共助」の考えや役割を周知するとともに、「自助」「共助」が促されるような地域と連携した取り組みを進められたい。</p> <p><b>4 災害備蓄のあり方について</b></p> <p>拠点備蓄又は、分散備蓄に集中した備蓄品の管理では、災害の状況によって、迅速な対応ができないおそれが考えられる。</p> <p>これらのメリット・デメリットを踏まえて、分散備蓄に適する品目・数量を定めるなど、拠点備蓄と分散備蓄の併用を含めた備蓄体制のあり方を検討されたい。</p> <p><b>5 新潟・福島豪雨により表面化した課題について</b></p> <p>平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨の経験に基づく改善事例について、防災課及び区で情報共有を進め、適切な対応を図られたい。</p>	<p>市民に対しては(5)に記載している方法で周知を図っていき、事業所に対しても、その役割を明確に認識していただけるよう6月の防災特集号に掲載したほか、ホームページやイベント等で周知をしていきます。</p> <p>また、今年度8月に地域と連携した取り組みとして、中央区をモデルとした避難所運営ワークショップを開催しました。避難所ごとに地域住民や施設管理者、行政職員が一同に話し合うことで、自助、共助の啓発が図れたほか、地域間、地域と行政間の連携強化が図れました。来年度は、この取り組みを全市に広めていく予定です。</p> <p>(平成 25 年 6 月～平成 26 年度中)</p> <p>現状の備蓄方法は、輸送経路が長くなり過ぎず、かつ平時の管理が困難にならないよう拠点備蓄と分散備蓄の両方のメリットを活かせる体制と考えていますが、他都市の状況も参考にしながら分散備蓄に適する品目・数量を検討していきます。</p> <p>(平成 25 年 7 月 25 日～平成 26 年度中)</p> <p>搬出作業において、備蓄品で倉庫を埋め尽くしていたことや、搬出経路に置かれていたその他のものが、搬出作業の妨げとなったことから整理整頓を図るとともに、通路となるスペースを備蓄品間に設け、迅速な搬出ができるように改善した好事例がありました。</p> <p>また、備蓄品運搬車両の手配に苦慮したことを受けて、秋葉区では運搬用公用車3台を災害時に優先的に事前指定するよう改善しており、南区においてはワゴン車等を手配するよう改善しています。</p> <p>両区の事例を踏まえ、庁内以外の輸送車両も含めて事前に使用可能な車両を応急対策マニュアルに明記していきます。</p> <p>(平成 25 年 6 月～平成 26 年度中)</p>	
---	---	--